

天草地域医療構想調整会議設置要綱

(設置)

第1条 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第7号の規定に基づき策定した熊本県地域医療構想（以下「地域医療構想」という。）の推進のため、同法第30条の14の規定に基づき、天草構想区域（以下「構想区域」という。）に天草地域医療構想調整会議（以下「天草地域調整会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 天草地域調整会議は、当該構想区域に係る地域医療構想の推進に必要な次の事項について協議する。

- (1) 構想区域内の一般病床及び療養病床を有する病院・診療所が担うべき病床機能に関する事項
- (2) 病床機能報告制度等による現状の共有に関する事項
- (3) 地域医療介護総合確保基金の県計画に関する事項
- (4) 地域医療介護総合確保基金を活用した具体的な事業に関する事項
- (5) その他の構想区域に係る地域医療構想の推進に必要な事項

(組織)

第3条 天草地域調整会議の委員は、医療及び介護関係者、医療保険者その他の関係者等で構成する。

- 2 委員の任期は、承諾の日から承諾日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 協議事項について検討するために、天草地域調整会議に検討部会を置くことができる。
- 5 検討部会の詳細については別に定める。

(議長及び副議長)

第4条 天草地域調整会議に議長及び副議長を1人置く。

- 2 議長及び副議長は、委員の互選により定める。
- 3 議長は、天草地域調整会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副議長は、会長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 天草地域調整会議は、議長が招集する。

- 2 天草地域調整会議は、必要と認めるときは、関係機関等から意見を聴取することができる。

(会議の報告)

第6条 議長は、必要と認めるときは、天草地域調整会議における意見をまとめて、熊本県地域医療構想調整会議等に報告する。

(庶務)

第7条 天草地域調整会議の庶務は、熊本県天草保健所総務企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、天草地域調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が委員に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月13日から施行する。

この要綱は、令和元年5月22日から施行する。

天草地域医療構想調整会議検討部会設置要領

(設置)

第1条 天草地域医療構想調整会議設置要綱第3条第4項の規定に基づき、天草地域医療構想調整会議検討部会（以下「検討部会」という。）を設置し、同条第5項の規定に基づき、検討部会の詳細について定める。

(検討事項)

第2条 検討部会は、天草地域医療構想調整会議（以下「天草地域調整会議」という。）が指定した協議事項について検討する。

(組織)

第3条 検討部会の委員（以下「部会委員」という。）は、別表に定める者を充てる。

- 2 部会委員の互選により部会長を置く。
- 3 部会長は、検討部会を代表し、会務を総理する。
- 4 協議事項について詳細に検討するために、検討部会にワーキング・グループを置く。
- 5 ワーキング・グループの構成員は、各部会委員が指名する者をもって充てる。

(会議)

第4条 検討部会及びワーキング・グループの会議は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、必要と認めるときは、関係者等に会議への参加を求めることができる。

(検討結果の報告)

第5条 部会長は、検討部会における検討結果を、天草地域調整会議に報告する。

(庶務)

第6条 検討部会の庶務は、熊本県天草保健所総務企画課において処理する。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、検討部会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和元年5月22日から施行する。

別表

天草都市医師会会长
天草都市医師会立病院総院長
天草中央総合病院院長
天草市病院事業管理者
上天草総合病院事業管理者
熊本県健康福祉部医療政策課長
熊本県天草保健所長